

2024 年度大阪商店街にぎわいキャンペーンに係る「市内商店街及び個店 P R 事業」 業務委託仕様書

1 業務名称

2024 年度大阪商店街にぎわいキャンペーンに係る「市内商店街及び個店 P R 事業」業務委託

2 業務目的

大阪市、大阪市商店会総連盟で構成する大阪商店街にぎわいキャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、市民にとって身近な場所である商店街での購買意欲を高め消費拡大を図るため、市内全域の熱意ある商店街が一斉にキャンペーンを展開する「大阪商店街にぎわいキャンペーン」を実施する。

キャンペーン期間中、「市内商店街及び個店 P R 事業」として、大阪府が実施する令和 6 年度商店街店舗魅力向上支援事業におけるデジタルスタンプラリーに連携し、市内の商店街及び当該商店街にある過去のあきないグランプリ受賞店舗を中心とした個店の魅力を紹介するガイドブックを作成する等、多くの人に市内商店街を周遊いただける仕組みを構築し、商店街の活性化を目指す。

- 2024 年度大阪商店街にぎわいキャンペーン実施期間
令和 6 年 7 月 1 日（月）～令和 6 年 12 月 31 日（火）
- 令和 6 年度商店街店舗魅力向上支援事業におけるデジタルスタンプラリー実施期間
未定
（参考）令和 5 年度「大阪府商店街めぐりデジタルスタンプラリー」実施期間
令和 5 年 9 月 15 日（金）～令和 5 年 12 月 23 日（土）

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日まで

4 履行場所

本実行委員会指定場所

5 業務内容

- (1) 現地取材、写真撮影、記事作成・編集
 - ・市内 24 区にある商店街及び各個店への現地取材及び写真撮影（事前連絡等の調整を含む）
 - ・事業参加者（市内 24 区にある商店街及び各個店 60～70 か所程度）の一覧を発注者で

用意するので、適宜調整すること。

- ・取材により聞き取った内容により記事作成・編集
- ・取材で聞き取る内容及び記事内容については、「2 業務目的」をふまえた独自の提案を行うこと。

(2) ガイドブックのデザイン・レイアウト作成

- ・「(1) 現地取材、写真撮影、記事作成・編集」の成果物によりガイドブックを作成すること。
- ・ガイドブックの作成にあたり、「2 業務目的」を踏まえ、訴求対象を十分に検討し、表紙のインパクトをはじめ、各商店街及び個店の魅力に気づき、訪れてみたいと思わせるような内容とすること。
- ・必要に応じて、大阪市と吉本興業株式会社が締結している包括連携協定に基づく取り組みを活用し、大阪市 24 区住みます芸人による PR を含むこと。

(3) 印刷・製本・納品

- ・A 4 判ガイドブック冊子（20 ページ程度）を 20,000 部程度を作成すること。紙質等は提案により検討する。
- ・必要に応じて、ガイドブック作成時に使用した各データを発注者に提供すること。
- ・成果品（デジタルデータ含む）は、令和 6 年 9 月上旬に本実行委員会指定場所へ納品すること。

(4) 業務報告

- ・業務完了時は、業務完了通知書とともに業務報告書（紙 2 部（A 4 判、縦型、横書き左綴じ、簡易製本）データ（CD-R 1 枚）を提出すること。
- ・業務報告書は、事業参加者へのアンケートを含めて作成すること。

(5) その他

- ・その他、「2 業務目的」を達成するために有効な広報の方法等があれば提案すること。

6 業務委託料

(1) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(2) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費（機材費、材料費、講師への謝礼金・旅費、会場使用料、資料作成費用等）は、全て契約金額に含むものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

7 その他

(1) 全体的な留意事項

- ア 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。
- イ 受注者は本業務の実施にあたっては、各種関係法令・条項等を遵守し、適正な運営に努めること。
- ウ 受注者は業務を遂行するにあたって不明な点がある場合は、その都度、発注者に協議したうえで対応すること。ただし、緊急性を伴う事象については、発注者との事前協議なく判断できるものとするが、事後に必ず発注者に報告し、発注者の指示を受けること。
- エ 受注者は、必要に応じて、事業の進捗状況等を発注者に報告すること。また、発注者から求めがある際は、その都度遅滞なく報告すること。

(2) 個人情報の取扱い

- ア 受注者が個人情報を取り扱う際は、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例を遵守すること。
- イ 受注者は、契約の終了と同時に、発注者の指示に従い、得られた情報（個人情報を含む。）等を発注者に引き渡したうえで廃棄しなければならない。
- ウ 受注者は、本業務において知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

(3) その他の条件

- ア 受注者は、契約開始日から速やかに業務を開始できるように、準備を進めること。なお、発注者は準備のために要する経費を負担しない。
- イ 本業務における成果物は全て発注者に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与、又は使用してはならない。
- ウ 本業務にかかる記録として写真等の撮影にあたっては、発注者ホームページ等で公開する必要があるため、関係者に事前に十分説明し、了承を得ておくこと。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。